

# NGO 健康都市活動支援機構会員規約

この会員規約(以下「本規約」とする)は、特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構(以下「当法人」とします)と、当法人の会員(以下「会員」とします)との関係に適用します。

## 第1条 会員の資格

- 1.会員とは、当法人の趣旨に賛同し、本規約を承認の上、会員として入会を申し込み、当法人に登録され、承認された、法人、個人、または団体を指します。
- 2.会員は、入会手続きを完了した時点で本規約の内容を承諾したものとみなします。
- 3.会員は、その資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買などをする事はできません。

## 第2条 入会

入会を希望する者は、入会申請書及び基本情報登録書に所定事項を記入して当法人に提出し、入会金および年会費を支払います。入会申込書の受領および入会金・年会費の振込を事務局が確認した日を以て会員の入会とします。

## 第3条 会員の会費

1. 会員は当法人の定款第8条に基づき、下記の会費を支払うものとします。

1.特別会員:	入会金	0円	年会費	0円
2.法人正会員:	入会金	0円	年会費	1口 20,000円 (1口以上)
3.個人正会員:	入会金	0円	年会費	1口 5,000円 (1口以上)
4.法人協力会員:	入会金	0円	年会費	1口 100,000円 (1口以上)
5.個人協力会員:	入会金	0円	年会費	1口 3,000円 (1口以上)

- 2.当機構の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。年度途中からの入会についても、上記の年会費を納入して頂きます。但し、10月1日から3月31日の間に新規入会された正会員(法人及び個人)には、年会費の半額を申し受けます。毎年3月中に更新のご案内をしますので、次年度も引き続き継続加入を希望される方は、所定の手続きをお願いします。
- 3.当法人の定款第12条に基づき、一旦納入された入会金および年会費は、いかなる場合にも返還いたしません。

## 第4条 会員のプロフィール変更の届出

- 1.会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、当法人への届出内容に変更があった場合、速やかに当法人に変更の届出をしてください。
- 2.前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとします。

## 第5条 会員の権利

正会員には総会での議決権があります。議決権は会費の口数に関係なく、正会員(法人)には一法人につき一議決権、正会員(個人)には一個人につき一議決権が認められます。尚、協力会員には議決権がありませんが、参考意見を述べることができます。

## 第6条 会員の資格の喪失

会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- 1.退会届の提出をしたとき。
- 2.本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、または、会員である団体が消滅したとき。
- 3.継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 4.本規約の何れかの条項に違反し、当法人から除名されたとき。

## 第7条 除名

会員が以下の何れかに該当する場合には、当法人は会員を除名することができるものとします。

- 1.定款及び本規約等に違反したとき
- 2.当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

## 第8条 守秘義務

会員は、当法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはなりません。

## 第9条 免責事項

当法人は、会員同士および会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとします。

## 第10条 会員情報の取扱い

会員が申込書、アンケート等に記載した情報(以下、「会員情報」)を厳重に保管します。当法人は、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示することはありません。

## 第11条 規定の追加

本契約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

附則 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 5 月 15 日一部改訂

平成 28 年 5 月 16 日一部改訂